

岩手県食育推進ネットワーク会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県食育推進ネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)会則第10条第11条第2項の規定に基づき、岩手県食育推進ネットワーク会議の事務局(以下「事務局」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に事務局長1名、事務局次長1名その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、特定非営利活動法人いわてNPOセンター地域振興部長をもってあてる。

3 事務局次長は、岩手県環境生活部環境生活企画室県民くらしの安全課食の安全安心—消費生活担当課長をもってあてる。

4 事務局員は、特定非営利活動法人いわてNPOセンター及び環境生活部環境生活企画室県民くらしの安全課の職員のうち事務局長が指名した職員をもってあてる。

(会議)

第3条 事務局長は事務局の円滑な運営を図るため、必要に応じ事務局会議を開催するものとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、事務局の運営全般を総括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) ネットワーク会議構成団体間の連絡調整に関すること。
- (2) 実務上の調査、照会及び回答に関すること。
- (3) 各種資料等の調製に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること

2 事務局次長は、軽易な事項に関して専決することができる。

(補足)

第6条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年9月5日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。